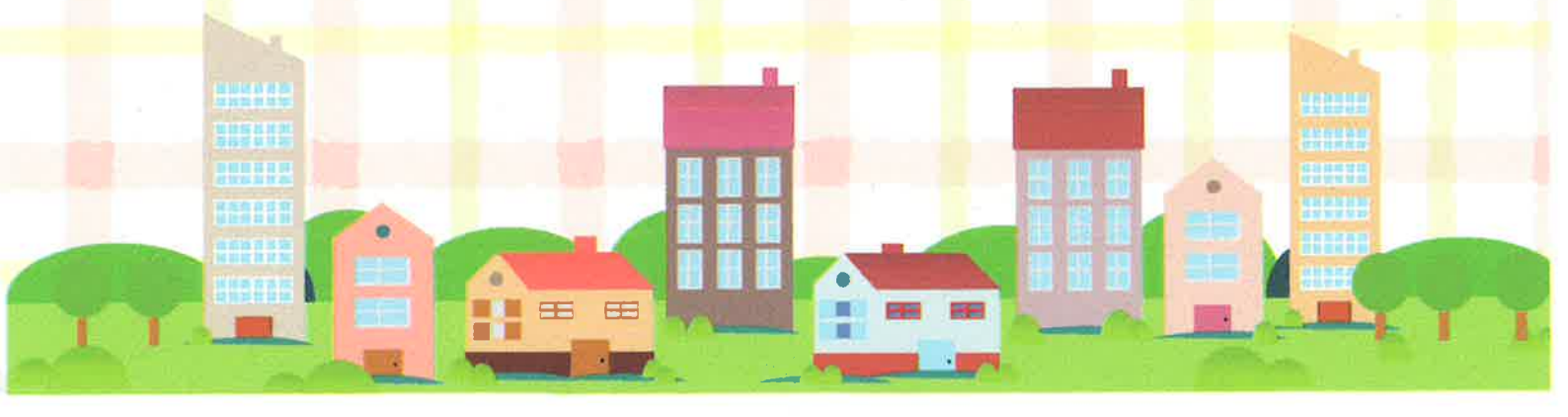
里庄町
子育てガイド







●里庄町子育てガイド　もくじ●

次頁に年齢別のもくじがあります

結婚支援
■「おかやま縁結びネット」入会登録料の助成(P.1)

妊娠期
■低所得世帯の妊婦に対する初回産科受診料助成(P.1)
■妊娠届・母子健康手帳の交付(P.2)
■妊婦面接（P.3)
■妊婦のための支援給付（P.3)
■パパママサポート 119（P.3)
■里ちゃん子育てアプリ(P.4)
■マタニティ教室(P.4)
■妊婦一般健康診査費等の助成(P.4)
◆県外・福山市外の医療機関での妊婦健診(P.4)
■妊婦歯科健康診査（P.5)
～妊娠中に里庄町へ転入された方～(P.5)
■出産育児一時金(P.6)
■妊産婦の健康相談(P.6)
■保健師による妊婦訪問（P.6)
■マタニティマーク(P.6)
■ももっこアプリ(P.6)
■「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度(P.7)
■里庄町子育て世帯応援タクシー助成事業(P.7)
■妊娠中の働く女性のための制度(P.8)
■労働の制限　■妊娠中の解雇制限
■産前・産後休業、社会保険料の免除
■出産手当金(P.8)

出産～乳児期（生後 1 歳未満）
■出生届(P.9)　■健康保険への加入(P.9)
■先天性代謝異常検査費の助成(P.9)
■新生児聴覚検査費の助成(P.10)
■子ども医療費助成制度(P.10)
◆県外の医療機関を受診した場合(P.10)
■養育医療(P.10)　■児童手当(P.11)
■産婦健康診査費の助成(P.12)
■産後ケア事業（P.13)
■出産支援金(P.14)　■保健師による乳児訪問(P.14)
■すくすく赤ちゃん訪問(P.14)
■乳児一般健康診査費の助成(P.14)
■乳児（3～5か月児）健診(P.15)
■予防接種費の助成(P.15)
◆県外の医療機関で予防接種を受ける場合(P.15)
■育児相談(P.16)　■育児学級「かるがも教室」(P.16)
■子育て世帯訪問支援事業(P.16)
■保育所への入所(P.17)　、病児保育（P.18)
■託児サービス（一時預かり）
■子育てひろば「げんキッズ」(P.19)
■こども誰でも通園制度（P.20)
■ファミリー・サポート・センター事業(P.20)
■子育て短期支援事業(P.20)
■産後の女性・子育て中の働く人を支えるための制度(P.21)

1 歳～就学前
■1 歳児・1 歳 6 か月児・3 歳児健康診査(P.22)
■2 歳児・2 歳 6 か月児・4 歳児健診（歯科）(P.22)
■幼稚園への入園(P.23)
■幼稚園預かり保育(P.23)

学童期（小学校・中学校）
■町内の小学校・中学校(P.24)
■小学校・中学校関連の手続き等(P.24)
■就学援助制度(P.24)
■特別支援教育就学奨励費制度(P.25)
■学童保育（放課後児童クラブ）(P.26)

こんなときは・・・
＜困った時の相談窓口＞
【医療機関に関する情報が知りたいとき】(P.26)
【夜間や休日の急な発熱・体調不良】(P.26)
【育児・お子さんの発育発達の悩み】(P.27)
【親自身の悩み、非行、教育、性格・行動、言葉、心身の障害・発達の遅れ等について】(P.27)
【学業や不登校などについて】(P.28)
【児童に関するありとあらゆる相談】(P.28)
＜シングルでの子育て＞
■児童扶養手当（P.29)
■母子家庭等自立支援教育訓練給付金(P.29)
■母子家庭等高等技能訓練促進費(P.29)
■母子・父子・寡婦福祉資金貸付(P.30)
■ひとり親家庭等医療費公費負担制度(P.30)
■ひとり親家庭の方の相談窓口(P.30)
＜不妊にお悩みの方＞
■相談窓口　岡山県不妊専門相談センター「不妊、不育とこころの相談室」(P.30)
■不妊治療費の助成(P.30)
●里庄町不妊治療支援事業助成金
＜病気や障がいのあるお子さんのための制度＞
■手帳制度(P.31)
●身体障害者手帳　●療育手帳
●精神障害者保健福祉手帳
■手帳に基づく優遇措置（P.32)
■医療費(P.33)
●小児慢性特定疾患医療費給付制度
●自立支援医療（育成医療）
●自立支援医療（精神通院医療）
●障がい者医療公費負担制度
■がん患者医療用ウィッグ等購入費の助成(P.33)
■障害福祉サービス(P.34)
■補装具費の支給(P.34)
■日常生活用具の給付・貸与(P.34)
■手当(P.34)
●特別児童扶養手当　●障害児福祉手当
■特別支援教育(P.35)
●通級による指導　●特別支援学級
●訪問教育　●特別支援学校
【県内の特別支援学校】（P.36)
【町内の子ども関連施設】（P.37)





●里庄町子育てガイド（年齢別）　もくじ●

★役場で手続き、届出・申込みが必要なもの

	妊娠	出産	1か月	か3〜5月	9か月	1歳	入小学学校	入中学学校
届出・申請	■妊娠届・母子健康手帳交付★→P.2 ■妊婦面接★→P.3 ■妊婦のための支援給付★ →P.3 ■パパママサポート１１９★→P.3	■出生届★　→P.9 ■健康保険への加入　→P.9 ■出産育児一時金　→P.6 ■出産支援金★→P.14 ■児童手当★　→P.11					小学校入学関係　→P.24 ■入学通知書	中学校入学関係　→P.24 ■入学通知書 ■町内の小・中学校への転入学★　→P.24
母と子の健康のために　健診など	■妊婦健康診査費等の助成★→P.4 ■妊婦歯科健診費の助成★→P.5 ■里ちゃん子育てアプリ→P.4	■新生児聴覚検査費の助成　→P.10 ■先天性代謝異常検査費の助成　→P.9 ■乳児一般健康診査費の助成　→Ｐ.14 ■乳児(3〜5か月児）健診　→P.15 ■産婦健康診査★　→Ｐ.12 ■産後ケア事業★　→Ｐ.13				■1歳児・1歳６か月・３歳児健診健診　→P.22 ■2歳・２歳６か月・４歳児健診（歯科）　→P.22	■就学前健診P.24	
医療費・予防接種		■子ども医療費助成制度★→P.10 ■予防接種費の助成　→P.15						
訪問・相談	■妊産婦の健康相談→P.6 ■こども家庭センター　→P27	■乳幼児訪問　→P.14	■すくすく訪問　→P.14			■子育て悩みごと相談（予約制）★→P.27	■教育相談（要予約，毎週 月・火・水）→P.28	
		■かるがも教室→P16	■保育相談　→P.16			■のびのび子育て教室★　→P.27		
子育て中の働く人を支援する制度	■妊娠中の働く女性のための制度（産前休業等）→P.8	■子育て中の働く人を支援する制度　→P21 ・産後休業、育児休業・育児休業給付金、育児時間、短時間労働、子の看護休暇、社会保険（健康保険・厚生年金）料免除等						
子どもを預けたいとき		■託児サービス（一時預かり）　→P.19 ■保育所への入所★　→P.17 ■子育て短期支援事業★　→P.20 ■病児保育　→P.18				 ■幼稚園への入園★　→P.23	■学童保育（放課後児童クラブ）　→P.26	
子育て支援・学童期の支援制度等	■「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度★　→P.7 ■子育て世帯応援タクシー助成事業★→P.7 ■ももっこアプリ★　→P.6 ■子育て世帯訪問支援事業★　→P.16	■子育てひろば「げんキッズ」　→P.19			■育児学級「かるがも教室」　→P.16		■就学援助制度　→P.24 ■特別支援教育　→P.35	





里庄町子育てガイド

結婚支援　～結婚を希望される方へ～

■「おかやま縁むすびネット」

【問い合わせ先】おかやま出会い・結婚サポートセンター　☎086-236-0802

「おかやま縁むすびネット」は岡山県が運営する会員制の結婚支援システムです。現在、入会登録料無料キャンペーンを実施しています。お相手とのお引き合わせの立合いや交際中のフォローなど、結婚支援ボランティア「結びすと」が手厚くサポートしてくれるので、初めての方でも安心してお相手を探すことできます。

詳しくは、「おかやま縁むすびネット」のホームページをご覧ください。

おかやま縁むすびネット
大好きな岡山で、未来と出逢う。

▲「おかやま縁むすびネット」ホームページ

妊娠期

■低所得世帯の妊婦さんに対する初回産科受診料助成

【問い合わせ、届出先】健康福祉課（こども家庭センター）　☎0865-64-7211

妊娠判定を受けるための産科受診について、経済的な理由で受診をためらうことのないように、初回の産科受診に要する費用を助成します。

■対象者

・市町村民税非課税世帯の方または、生活保護世帯の方

■助成内容

・1 回の妊娠につき上限 1 万円

※妊娠判定に要する診察・尿検査・超音波検査（医師が必要と判断した場合に限る）の費用

■届出に必要なもの

・「領収書」及び「診療明細書」の原本

・本人確認書類

・振込先が確認できる書類

＜該当者のみ＞

・市町村民税非課税証明　※1 月 1 日時点で里庄町外に住所があった方



■妊娠届・母子健康手帳の交付

【問い合わせ、届出先】健康福祉課（こども家庭センター）　☎0865-64-7211

医師や助産師の診察を受け、妊娠がわかったら、妊娠届出を行い、母子健康手帳の交付を受けましょう。母子健康手帳は、妊娠中・お子さんの健康管理の記録を行う大切な手帳です。

★里ちゃん子育てアプリから事前に提出がおすすめ★

妊娠届出時の書類をアプリで入力・回答ができます。受付時間を短縮し、回答の一時保存も可能です。

アプリで申請後、窓口にお越しください。

■手続きに必要なもの

・個人番号カード（マイナンバーカード）または身分証明書（自動車運転免許証等）

※代理の方がお越しの場合、窓口に来られた方の個人番号カード（マイナンバーカード）等をご提示いただく場合があります。

・妊婦名義の口座番号が分かるもの（通帳やキャッシュカードなど）

（参考）近隣の分娩取扱施設

医療圏	種別	医療機関名	所在地	電話番号
県南西部	周産期センター	倉敷中央病院	倉敷市美和１丁目１－１	086-422-0210
		川崎医科大学付属病院	倉敷市松島５７７	086-462-1111
	病院	赤松病院	倉敷市老松町３丁目１０－３２	086-425-3138
		倉敷成人病センター	倉敷市白楽町２５０	086-422-2111
		倉敷市立市民病院	倉敷市児島駅前２丁目３９	086-472-8111
	診療所	浅桐産婦人科	倉敷市連島町鶴新田１２６６－１	086-444-9586
		くにとみクリニック	総社市門田７８－１	0866-92-0255
		谷口レディスクリニック	総社市真壁２１３	0866-94-3300
		山内産婦人科クリニック	倉敷市三田１２６－１	086-463-3550
	助産所	かねこ助産院	倉敷市広江８丁目１７－３	086-456-8722
		さくらんぼ助産院	倉敷市水島南春日２－２８	086-448-1103
		たんぽぽ助産院	倉敷市中帯江２４－１１	086-436-1980
		くにさだ助産院	笠岡市新賀３３１０	0865-69-5707
福山市	周産期センター	福山医療センター	福山市沖野上町４丁目１４－１７	084-922-0001
		福山市民病院	福山市蔵王町５－２３－１	084-941-5151
	病院	中国中央病院	福山市御幸町上岩成１４８－１３	084-970-2121
		小池病院	福山市光南町１丁目５－２３	084-932-3511
		松岡病院	福山市宝町５－３２	084-923-0385
	診療所	白河産婦人科	福山市旭町８－３	084-922-2235

※詳細については、各産科医療機関にお問い合わせください。

■妊婦面談

【問い合わせ先】健康福祉課（こども家庭センター）　☎0865-64-7211

妊娠期から出産・子育て期にわたって、安心して子育てができるように、保健師や子ども家庭支援員が面談をおこない、妊娠・出産・子育てにまつわる情報の提供や、不安や心配事について相談に応じるほか、必要に応じて関係機関やさまざまな子育て支援サービスをご紹介いたします。

■妊婦のための支援給付

【問い合わせ先】健康福祉課（こども家庭センター）　☎0865-64-7211

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付」が創設され、妊婦給付認定を受けた方には「妊婦支援給付金」が支給されます。「妊婦のための支援給付」は妊婦等包括相談支援事業による妊婦面談と合わせて一体的に実施します。

■申請方法

・妊婦支援給付金（1 回目）について

妊娠届出時に保健師と面談する際に、妊婦給付認定申請書をお渡ししますので、申請してください。

・妊婦支援給付金（２回目）について

出産後 2 か月頃までに保健師による乳児訪問をおこないます。訪問の際に、保健師が申請書をお渡ししますので、申請してください。

※胎児心拍を確認した後に流産、死産、人工妊娠中絶等をされた場合も対象となります。

■パパ・ママサポート１１９

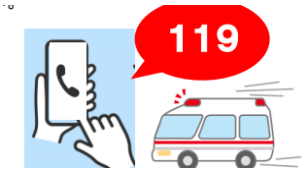
【問い合わせ先】健康福祉課（こども家庭センター）　☎0865-64-7211

笠岡地区消防組合と連携し、通常分娩であっても分娩に際して急を要する状態となり、周囲にサポートが得られない場合で、かかりつけの医師等が救急車での搬送が必要とした場合に、事前届出情報を基に、救急車でかかりつけの産科医療機関へ迅速に搬送する体制を整備しています。

■申請方法

健康福祉課に「妊婦情報届出書」を提出し、事前登録をおこなってください。届出後、整理番号をお渡しします。整理番号は、救急車要請時に必要になるため、分かりやすい場所に貼っておきましょう。

※届出情報は、健康福祉課から笠岡地区消防組合へ伝えます。 届出内容に変更があった際は、健康福祉課へ必ず連絡をしてください。



里庄町子育てガイド

■里ちゃん子育てアプリ（母子手帳アプリ）

【問い合わせ先】健康福祉課（こども家庭センター）　☎0865-64-7211



　里ちゃん子育てアプリは、妊娠中の健診記録や子どもの成長記録、予防接種のスケジュール管理、乳幼児健診等のお知らせや子育て情報の取得などができるスマホアプリです。

　他にも、乳幼児健診の問診票を入力・提出ができます。健診後には結果をアプリから確認することができます。また、妊娠届・母子健康手帳の交付についても事前申請ができるようになりました。つわりなどで体調がすぐれない時に事前に申請を行うことで、受付時間を短縮することができます。

無料で利用していただけますので、ぜひご活用ください。

■ご利用方法

　アプリストア「母子モ」で検索・ダウンロード後、プロフィール登録でお住まいの地域の郵便番号を入力すると無料でご利用できます。

▲里ちゃん子育てアプリ

■マタニティ教室

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211



　赤ちゃんを迎えるための準備として、妊娠期から産前産後に大切なこと（妊娠中の生活について、お産の準備、沐浴等）について学べる教室です。妊婦さん同士の交流や情報交換の場としてもご利用いただけますので、ぜひご参加ください。

■妊婦一般健康診査費等の助成

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

　お母さんと赤ちゃんの健康を守るため、妊娠中は定期的に産婦人科等で妊婦健診を受けましょう。

　里庄町では、次のとおり妊婦健診にかかる費用の一部を助成しています。



・妊婦一般健康診査　14 回まで
・妊婦超音波検査　4 回まで
・妊婦血液検査　2 回まで
・妊婦クラミジア検査　1 回まで
・妊婦 B 群溶血性レンサ球菌（GBS）検査　1 回まで

　母子手帳交付時に母子保健ガイド（妊婦一般健康診査依頼票等の綴）が交付されます。岡山県内または福山市内の医療機関等で受診した際、依頼票を提出すれば、対象の検査項目については、窓口での自己負担金はかかりません。（対象外の検査や助成の上限を超えた費用は全額自己負担となります。）

◆岡山県外・福山市外の医療機関等で妊婦健診を受診した場合

　依頼票は利用できませんので、一旦、窓口で全額自己負担してください。後日、健康福祉課に申請することにより、かかった費用のうち助成対象となる健診内容の料金を助成します。

（対象外の検査や助成の上限を超えた費用は全額自己負担となります。）

■必要なもの

・未使用の妊婦一般健康診査等依頼票・受診結果票

・母子健康手帳

・医療機関等が発行する領収書及び診療明細書

・振込先の金融機関口座がわかるもの

■妊婦歯科健康診査

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

妊娠すると、女性ホルモンの変化やつわり等の影響で、むし歯や歯周病にかかりやすくなったり、歯周病によって早産や低体重児出産の可能性が高くなったりするといわれています。また、妊娠中からのお口のケアは、赤ちゃんへのむし歯の感染リスクを低下させるといわれています。お母さんと赤ちゃんの健康を守るため、妊婦歯科健診を受けましょう。

■対象者　町内在住の妊婦

■健診を受けられる場所　町内の歯科医療機関

医療機関	所在地	電話番号
えだき歯科医院	里庄町里見 6228-3	（0865）64－4582
さだかね歯科医院	里庄町里見 9283-6	（0865）64－6187
原田歯科医院	里庄町新庄ｸﾞﾘｰﾝｸﾚｽﾄ 1-4	（0865）64－5158
宮部歯科医院	里庄町浜中 93-169	（0865）64－5000

■自己負担金　３００円　※健診後に治療が必要な場合は保険診療（自己負担）になります。

■持参するもの

・妊婦歯科健診受診票（妊娠届出時にお渡しします。）　・母子健康手帳

■受診方法

・上記歯科医療機関へ予約をした上で受診してください。安定期（16～27 週）の受診をお勧めします。

～妊娠中に里庄町へ転入された方～

前住所地の市町村から交付された妊婦一般健康診査依頼票、産婦健康診査依頼票、乳児一般健康診査依頼票等は使用できませんので、転入後、里庄町のものと交換してください。母子健康手帳は、交付されているものを引き続きご使用ください。

■必要なもの

・未使用の健康診査等依頼票・受診結果票（前住所地の市町村から交付されたもの）、母子健康手帳

■注意事項

・交換時には、里庄町の母子保健ガイド（妊婦一般健康診査依頼票等の綴）から、すでに使用した枚数を除いてお渡しします。

・全国的な制度ですが、市町村により交付される依頼票等の枚数が異なる場合がありますので、前住所地の市町村から交付された依頼票等の枚数より少なくなることがあります。

■出産育児一時金

【問い合わせ先】里庄町国民健康保険にご加入の方）町民課　☎0865-64-3112

上記以外の健康保険にご加入の方 ）勤務先

健康保険法に基づく保険給付として、出産にかかる経済的な負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度で、加入している健康保険から支払われます。

原則として、医療保険者（加入している健康保険）から医療機関に直接支払われます（直接支払制度）。直接支払制度を利用する場合には、利用する医療機関の窓口で申請が必要です。

■妊産婦の健康相談（妊婦等包括相談支援事業）

【問い合わせ先】健康福祉課（こども家庭センター）　☎0865-64-7211

妊娠中の過ごし方や出産、育児に向けての不安・悩みなど、お気軽にご相談ください。

保健師や子ども家庭支援員が面談・訪問等により、相談支援をおこないます。

■保健師による妊婦訪問

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

妊娠８か月ごろに、妊娠後期の過ごし方や産後の生活についてお話をお伺いしています。電話で日程調整をさせていただいたのち、訪問にてお母さんの体調の確認、困り事の相談をお受けします。

■マタニティマーク

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211



妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにとても大切な時期ですが、外見だけではわかりにくくさまざまな苦労がある場合があります。

マタニティマーク（右図参照）は、妊婦さんが交通機関を利用する際等に身につけ、周囲に妊婦であることをわかりやすくし、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものです。

■ももっこアプリ

【問い合わせ先】　ももっこアプリに関すること全般）　岡山県子ども未来課　☎086-226-7347

子育て家庭の方がももっこアプリを協賛店で提示すると、割引やポイント割り増しなど店舗独自のサービスを受けることができます。ももっこアプリを利用できる協賛店舗には協賛証やステッカーが掲示されています。協賛店等につきましては「岡山県子育て支援ポータルサイトおかやまはぐくまーれ」をご覧ください。

■**交付対象者**　妊娠中の方、18 歳未満の子どもがいる世帯

▲岡山県子育て支援ポータルサイト

■「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

岡山県子ども・福祉部 障害福祉課　☎086-226-7362

専用の利用証（右図参照）を提示することで、公共施設や県と協定を締結した施設に設けられている車いすマークの駐車場（身体障害者等用駐車場）を利用できる制度です。

▼利用証



画像出典：岡山県ホームページ

■対象者　・単胎児の場合は、妊娠７か月から産後２年まで

・多胎児（双子、三つ子など）の場合は、妊娠５か月から産後３年まで

※産後は乳幼児同乗時のみ

・高齢者、障がい者、けがなどで歩行が困難な人

■交付申請の窓口　健康福祉課、県障害福祉課（郵送による申請も受付可能です。）

■里庄町子育て世帯応援タクシー料金助成事業

【問い合わせ先】企画商工課　☎0865-64-3114

検（健）診・通院などのためにタクシーを利用する妊婦及び乳幼児の保護者が安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備するため子育て世帯向けのタクシーチケットを交付します。対象者の要件をご確認のうえ、企画商工課へお申し込みください。

■交付内容　タクシーチケット５００円分×月５枚×月数

■対象者

①母子手帳の交付を受けている妊婦又は３歳以下の乳幼児の保護者

②里庄町住民基本台帳に登録されていて、現に町内に居住していること

③対象者及び同一敷地内に居住する親族その他の方に町税等の滞納がないこと

■利用できるタクシー事業者

	事業者名	電話番号
里庄町	旭交通里庄（株）	0120-042-624
	（有）里庄タクシー	0120-645-829
浅口市	（有）鴨方タクシー	0120-396-661
	（有）寄島タクシー	0120-214-405
	浅口交通（株）	0120-326-666
	旭交通里庄（株）（金光）	0865-42-4404
笠岡市	笠岡タクシー（株）	0120-139-394
	（有）富岡交通	0865-63-2668

■妊娠中の働く女性のための制度

【問い合わせ先】手続き、会社の定める制度に関すること）勤務先

相談・制度に関すること）岡山労働局雇用均等室　☎086-224-7639

笠岡総合労働相談コーナー　☎0865-62-4196

労働条件相談「ほっとライン」　☎0120-811-610

妊娠中の働く女性の健康と権利を守るため、様々な法律の定めがあります（ここでは、基本的な制度のみ記載）。会社ごとに規則や規定がある場合もありますので、事前に活用できる制度を勤務先に確認しておきましょう。

■労働の制限（労働基準法）

時間外労働・休日労働・深夜業の免除の請求、軽易な業務への転換の請求、有害な業務への就業の制限等ができます。

■妊娠中の解雇制限（男女雇用機会均等法）

妊娠や出産、産前産後休業取得を理由とした解雇や、その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。また、産前産後休暇中とその後の 30 日間はいかなる理由があっても解雇はできません。

■産前・産後休業、社会保険料の免除（労働基準法）

産前休業は、出産予定日の 6 週間前（多胎妊娠の場合、14 週間前）から請求できます。また、産後 8 週間は、就業することができません。(ただし、産後 6 週間を経過し、本人が請求し医師が認めた場合は、就業できます。)

＊産前産後休業中の社会保険（健康保険・厚生年金）料は免除されます。

詳しくは勤務先にお問い合わせください。

■出産手当金

【問い合わせ先】里庄町国民健康保険に加入の方）町民課 ☎0865-64-3112

上記以外の健康保険にご加入の方）勤務先

健康保険の被保険者が出産のため会社（勤務先）を休み、その間に給与の支払いを受けなかった場合は、出産日（出産が予定日より後になった場合は、出産予定日）以前 42 日（多胎妊娠の場合は 98 日）から出産日の翌日以降 56 日までの範囲内で、会社を休み給与の支払いがなかった期間を対象として、出産手当金が支払われます。出産手当金を受け取るには、申請が必要です。

出産～乳児期（生後１歳未満）

■出生届

【問い合わせ先】町民課 ☎0865-64-3112

赤ちゃんが生まれた日から 14 日以内(14 日目が休日の場合は翌日)に戸籍の届出をする必要があります。

■**届出先**　出生地、子の本籍地、届出人の住所地、届出人の一時滞在地

■**届出に必要なもの**

・出生届書、出生証明書

※出生証明書は、出生届書に付いていますので、医師（助産院で出産した場合は助産師）に署名押印してもらってください。通常は出産した医療機関等でもらえます。

・母子健康手帳

■**届出人**　父または母、法定代理人、同居者、医師、助産師、その他の立会者、公設所の長の順

■健康保険への加入

【問い合わせ先】里庄町国民健康保険に加入の方）町民課 ☎0865-64-3112

上記以外の健康保険にご加入の方 ）勤務先

赤ちゃんが生まれたら、健康保険加入の手続きを行いましょう。

■出産育児一時金

→P6 参照

■先天性代謝異常検査費の助成

【問い合わせ先】検査内容や結果に関すること）備中保健所井笠支所 ☎0865-69-1673

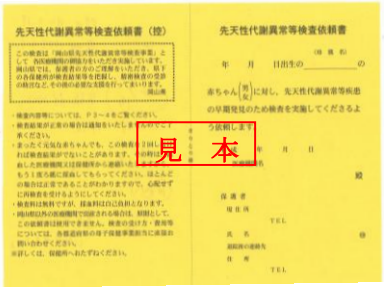
検査依頼票に関すること）健康福祉課　☎0865-64-7211

先天性代謝異常の病気は、時には命にかかわることもありますが、検査により早期発見・治療が可能な病気です。必ず産婦人科医療機関入院中にこの検査を受けましょう。フェニルケトン尿症など 25 疾病を対象に検査を行います。

岡山県内の医療機関で検査依頼書（右図参照,母子保健ガイド綴じ込み）を使ってこの検査を受けた場合、県が費用を負担します。

（採血料は、保護者の方の負担となります。）

▼先天性代謝異常等検査依頼票兼同意書



■新生児聴覚検査費の助成

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

岡山県では、生まれた赤ちゃんを対象に産婦人科医療機関で耳の聞こえの検査（新生児聴覚検査）を推奨しています。

この検査は、新生児聴覚検査依頼票（右図参照,母子保健ガイド綴じ込み）を使用すると、検査費用の一部が助成されます。

▼新生児聴覚検査依頼票



■子ども医療費助成制度

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

かかった医療費の自己負担金部分を町が助成し、自己負担が無料となる制度です。

県内の医療機関では、マイナ保険証等と子ども医療費受給資格者証を提示すれば、窓口での自己負担は不要です。赤ちゃんが生まれたら、手続きをしましょう。

■対象者　0歳から満18歳に達した日以降の最初の3月31日まで（通院・入院とも）

■受給者証発行の手続きに必要なもの

・子どもの健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせなど

◆県外の医療機関等を受診した場合

いったん医療機関等の窓口で自己負担金をお支払い後、健康福祉課へ申請すれば、自己負担金を助成します。

※子ども医療費の助成の対象となるのは、健康保険が適用される医療費のみです。予防接種や健診等は対象となりませんので、ご注意ください。

▼子ども医療費給付申請書



■手続きに必要なもの

・子ども医療費給付申請書（右図参照；健康福祉課窓口での記入も可）
・医療機関等が発行する領収書　・子ども医療費受給資格者証
・個人番号カード等　・振込先の金融機関口座がわかるもの

■養育医療

【問い合わせ先】健康福祉課（こども家庭センター）　☎0865-64-7211

赤ちゃんの体の発育や機能が未熟な状態で生まれ、速やかな入院治療が必要と医師が認めた場合、その治療に必要な医療費を公費で負担する制度です。

■申請に必要なもの

・養育医療給付申請書　・養育医療意見書（医師が記入）
・世帯調書　・申出書　・マイナンバーの確認ができるもの
・世帯全員の市町村民税額等を証明する書類
・健康保険の資格が確認できるもの（「保険証」「資格情報のお知らせ」「資格確認書」「マイナポータルの資格情報画面」等）

■児童手当

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

児童手当は、家庭等における生活の安定に貢献するとともに、次世代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的としています。

■対象者（受給者）

高校生年代までの国内に住所を有する児童（18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで）

■認定請求　※マイナンバーの記入が必要です

児童手当認定請求書に次のものを添えて提出してください。

1　振込先（受給者名義）の金融機関・支店・口座番号がわかるもの

2　児童が里庄町以外に住所がある場合は、その子の属する世帯全員（省略なし）マイナンバー入りの住民票

※２の取得に時間がかかる場合は先に認定請求書を提出してください。
（提出があるまで保留扱いとなります。）

注意！　申請の翌月からの支給となります（転入の場合は転出予定日、出生の場合は出生日から 15 日以内に請求すれば、月をまたがっていても、翌月から支給）。お早めの手続きをお願いします。

■額改定請求（増額・減額）

２人目以降のお子さんが生まれた時等は、児童手当額改定認定請求書を提出してください。

■現況届

児童手当を受給中の方のうち次に該当する方は、**毎年６月に「現況届」を提出する必要があります**。

1　配偶者からの暴力等により、住民票の住所と異なる市区町村で児童手当を受給している人

2　支給要件児童の戸籍がない人

3　離婚協議中で配偶者と別居している人

4　その他、里庄町から提出の案内があった人

該当する方へは、現況届を送付しますので、健康福祉課へ提出してください。

■受給事由消滅

次に該当する場合、受給事由消滅届を提出してください。

1　児童の生計を維持しなくなった場合

2　児童を監護しなくなった場合

3　児童が死亡した場合

4　受給者が里庄町外へ転出した場合（転出先の市区町村で申請してください。）

5　受給者が公務員となった場合（勤務先で申請してください。）

■支給手当額　(令和８年４月現在)

3 歳未満　15,000 円（第 3 子以降は 30,000 円）

3 歳以上高校生年代　10,000 円（第 3 子以降は 30,000 円）

※年 6 回　2 か月ごとに支給（偶数月）

■産婦健康診査費の助成

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

出産後間もない時期のお母さんの心身の健康状態を守るために、産婦健康診査の費用を２回まで助成しています。産後は、ホルモンの変化や慢性的な睡眠不足などさまざまな要因により、訳もなく不安になったりイライラしたり涙もろくなったりするマタニティブルーを経験する可能性があります。母子保健ガイド綴りの産婦健康診査依頼票を使い、お母さんの健康状態を医療機関・助産院で確認してもらいましょう。

■対象

産後８週間まで（産後２週間後、産後１か月後頃の受診が望ましい）

■内容

問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票

■助成額

産婦健康診査依頼票による健診の費用は公費で負担します。（公費負担上限 5,000 円、最大で２回まで）公費負担上限額を超えた残額については自己負担となります。

■受診方法

・母子健康手帳と一緒に医療機関窓口に提出してください。

※岡山県内・福山市医師会・深安地区医師会以外の医療機関では依頼票が利用できません。ただし、上記健診内容を満たすものについては償還払いの制度があり、申請することにより、支払った費用のうち助成対象となる健診分の料金を助成します。（公費負担上限額を超えた分や健康保険が適用されているもの、上記健診内容を満たさないものは対象となりませんのでご注意ください。）

◆県外の医療機関で受診した場合

（手続きに必要なもの）

・産婦健康診査等依頼票（受診結果票及びエジンバラ産後うつ病質問票に記入のあるもの）
・医療機関等が発行する領収書及び診療明細書
・母子健康手帳
・振込先の金融機関口座がわかるもの



■産後ケア事業

【問い合わせ先】健康福祉課（こども家庭センター）　☎0865-64-7211

■**対象者**　里庄町に住所がある産後１年未満の方で産後ケアを必要とする方（医療行為が必要でない方）

■**自己負担額**　利用料から下記の町負担額を差し引いた額

	宿泊型ケア	日帰り型ケア	母乳相談
町負担金 （上限額）	18,000 円	10,000 円	初　回　4,000 円 ２回目以降　3 ,000 円
利用上限回数	７泊８日まで （１泊１単位）	７日間まで （１日１単位）	７回まで （１回１単位）
	合算して、７単位まで利用可能		

※多胎出産の場合は 12 単位まで利用可。町負担額の加算があります。

※生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は町負担額の加算を受けることができます。申請時にお申し出ください。

■**委託施設**　（R7.4.1 現在）

助産院	所在地	電話番号	備考
たんぽぽ助産院	倉敷市中帯江 24-11	086-436-1980	
かねこ助産院	倉敷市広江 8-18-1	086-456-8722	
さくらんぼ助産院	倉敷市水島南春日町 2-28	086-448-1103	
くにさだ助産院	笠岡市新賀 3310	0865-69-5707	
木のぬくもり助産院	吉備中央町吉川 4429-50	070-2484-7789	
マザーハウスつぼみ	倉敷市加須山 75-1	086-426-1016	低出生体重児の母
倉敷中央病院	倉敷市美和１丁目１番１号	086-422-0210	当院で出産後３か月以内の母子が対象、宿泊型ケアのみ
倉敷成人病センター	倉敷市白楽町 250	086-421-1023	
山内産婦人科クリニック	倉敷市三田 126-1	086-463-3550	

■**支援内容**

（１）母親への保健指導や授乳指導（乳房ケア等）

（２）母親の心理的ケアや心身の休養、生活面へのアドバイス

（３）育児に関する指導や育児サポート等

■**利用方法**

1　助産院に連絡し、利用予定日を仮予約する。

2　里庄町健康福祉課（こども家庭センター）に申請し、利用券の交付を受ける。（母子健康手帳持参）

3　利用する施設に利用承諾通知書兼利用券を提示し利用する。

■出産支援金

【問い合わせ先】健康福祉課（こども家庭センター）　☎0865-64-7211

出産に伴う通院のための交通費や出産育児関連用品の購入にかかる経済的負担を軽減するため、対象児一人につき３万円を支給します。出産後２か月頃までに保健師による乳児訪問をおこないます。その際に、保健師が申請書をお渡ししますので、申請をおこなってください。

■保健師による乳児訪問

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

保健師が全戸訪問し、赤ちゃんの発育・発達やお母さんの体調の確認、困り事の相談、育児等に関する助言等おこないます。妊婦支援給付（２回目）及び出産支援金の申請もおこなっていただきます。出生届以降に保健師から連絡いたします。それまでに相談があれば、随時ご連絡ください。

■すくすく赤ちゃん訪問（愛育委員による訪問）

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-721１

生後６か月頃の赤ちゃんがいるご家庭を、地域の愛育委員がプレゼントを持って訪問します。愛育委員は妊産婦さんやお子さんの健康を見守る地域のサポーター役として町から委嘱を受けて活動しています。

主な活動内容は、赤ちゃんの訪問、乳幼児健診の手伝い、教室開催時の託児などです。子育てや地域についてわからないことがあれば、お気軽にご相談ください。



■乳児一般健康診査費の助成

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

乳児期（1 歳未満）の健康診査は、お子さんの成長発達の確認や病気の早期発見のため、大変重要です。

里庄町では、乳児期（１歳未満）に医療機関で受診する健康診査の費用を 2 回まで助成しています。母子保健ガイド綴の乳児一般健康診査依頼票（右図参照）を使い、

医療機関で受診してください。岡山県外や福山市外の医療機関で受けた場合は、助成の対象となりません。（健診・予防接種は健康保険適用外のため、子ども医療費助成制度の対象ともなりません。）



■乳児（3～5 か月児）健診

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

概ね 3～5 か月のお子さんを対象に集団健診を実施しています。対象月上旬に個別にご案内をお送りします。受診できない場合は、上記へご連絡ください。

■**会　場**　里庄町健康福祉センター

■**実施月**　2 月・5 月・8 月・11 月（第 3 水曜日、祝日等により異なる場合あり）

■**内　容**　身体計測、問診、小児科診察（医師）、離乳食相談（管理栄養士）、育児相談（保健師）

■予防接種費の助成

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

法律で決められた定期予防接種（以下参照）について、岡山県内の実施医療機関であれば無料で予防接種が受けられます。

■**対象となる予防接種（予防接種法による定期の予防接種）**（R8 年 4 月現在）

・五種混合（ジフテリア・百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、Ｈｉｂ感染症）　・ロタウイルス

・日本脳炎　・ＢＣＧ（結核）　・B 型肝炎　・小児肺炎球菌　・水痘（水ぼうそう）

・子宮頸がん（ヒトパピローマウイルス）　・麻しん風しん

※対象となる年齢は、予防接種により異なります。よく確認してから受けましょう。

■**予防接種の受け方**　各自で医療機関に予約をして受けてください。

■**携行品**　予診票（母子健康手帳交付時に予診票の綴をお渡ししています。）、母子手帳

■**注意事項**

・保護者以外の方がお連れになる場合は、「委任状」が必要です。

・予防接種当日は、お子さんの体調をしっかり確認しておきましょう。

◆県外の医療機関で予防接種を受ける場合

必ず接種前に、健康福祉課で「予防接種依頼書」の交付を受け、かかった費用を請求してください。支払った費用のうち助成対象となる金額を助成します。接種前と接種後に手続きが必要です。

■**接種前：予防接種依頼書の交付に必要なもの**

・里庄町予防接種実施依頼書交付申請書　※即日交付できませんので、余裕を持って手続きをしてください。

■**接種後：償還払いの手続きに必要なもの**　※接種後は早めに申請をしてください。

・里庄町定期予防接種等費用償還払申請書、里庄町定期予防接種等費用償還払請求書

・接種した医療機関の領収書の原本（被接種者名、接種日及び接種費用の記載のあるもの）

・予防接種の記録が記載されているもの（母子健康手帳）

・接種した予防接種予診票の原本又は写し

・振込先が分かるもの

■育児相談・こども家庭相談

【問い合わせ先】健康福祉課（こども家庭センター）　☎0865-64-7211

月１回（第１水曜日、祝日等により異なる場合もあり）、身体計測、保健師による発達の確認・育児相談、子ども家庭支援員による相談を開催しています。同月の生まれの赤ちゃんと保護者の方の交流の場でもあります。９か月の赤ちゃんには個別通知をお送りしていますが、どの月齢でもご利用いただけます、

また、個別相談は随時受け付けていますのでお気軽にお問い合わせください。

■かるがも教室（育児学級）

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

子育てについて楽しく学んだり、親子同士の交流を深めたりすることができるよう育児学級を開催しています。

■**対象者**　概ね生後３か月～1 歳 6 か月児のお子さんと保護者

■**内容**　子育てに関する講話、離乳食、子どもの応急手当、ベビーマッサージ等

■子育て世帯訪問支援事業

【問い合わせ先】健康福祉課（こども家庭センター）　☎0865-64-7211

家事・育児等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦等がいる家庭に、町が委託している事業所から訪問支援員を派遣し、家事・育児などの支援をおこないます。

■**対象者**　町内に住所を有し、家事・育児に対して不安や負担を抱えている子育て家庭（18 歳未満のお子さんがいる家庭）や妊婦のいる家庭で、町が当該事業利用について必要と認めたご家庭

例）・身近に支援者がおらず身体的・精神的に負担のあるご家庭
・食事や生活環境について保護者の養育を支援することが必要なご家庭
・家事や家族の世話・介護などでこどもらしい生活を送ることが難しいヤングケアラー家庭
・出産前から支援を行うことが必要と認められる妊婦のいるご家庭

■**内容**　家事支援：食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行等
育児支援：授乳・食事の世話、おむつ交換、沐浴の手伝い、外出時の補助、不安や悩みの傾聴

■**利用者料金・回数**　１時間あたり 300 円（1 回の利用は 2 時間まで）

対象世帯	利用可能回数
妊娠中で支援の必要な世帯	20 時間まで
家事や育児支援が必要とされる子育て世帯	48 時間まで



■保育所への入所

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

就労等により家庭でお子さんの保育ができない場合、保育所（R5 度から井笠管内で広域利用が開始されました）に入所することができます。

■**対象者**　保護者と児童が里庄町に居住しており、次の保育の実施基準に該当し日中ご家庭で保育ができない方。ただし、希望した保育所に空きがない場合や、申込者が定員を上回り、利用調整の結果入所できない場合、入所保留となる場合があります。

（保育の実施基準）

1　保護者が仕事をしている場合（産休・育休中の方は復帰予定月の前月から入所可能となります。）
2　妊娠中であるか出産後間がない場合（予定月を挟んでその前後２か月ずつが限度となります。計５か月）
3　保護者が病気、負傷、その他心身に障害がある場合
4　保護者が、同居の親族などを常時介護や看護をしている場合
5　火災・風水害・地震等の災害で、家を失ったり破損し、その復旧の間児童の保育ができない場合
6　保護者がこれから仕事を始める場合（採用が内定している方は、就労予定証明書の提出が必要です。求職活動中の方は、**３か月が限度となります。**）
7　保護者が学校等に在学している場合
8　虐待やＤＶのおそれがある場合
9　育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合
10　その他どうしても家庭で保育できない事情がある場合

■**手続き**　健康福祉課に申込みをしてください。

■**保育料**（Ｒ８年度）

保護者等の市区町村民税額等及び入所年度の初日の年齢により決まります。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）　（円）	
階層区分	定　　義	３歳未満児	３歳以上児
第１階層	生活保護世帯等	0	0
第２階層	市区町村民税　非課税	0	0
第３階層	均等割のみ	15,000	0
第４階層	所得割 48,600 円未満	17,000	0
第５階層	所得割 48,600 円以上 52,200 円未満	19,000	0
第６階層	所得割 52,200 円以上 69,000 円未満	27,000	0
第７階層	所得割 69,000 円以上 97,000 円未満	29,000	0
第８階層	所得割 97,000 円以上 169,000 円未満	39,000	0
第９階層	所得割 169,000 円以上 301,000 円未満	44,000	0
第 10 階層	所得割 301,000 円以上	44,000	0

・保護者が扶養する第３子以降の３歳未満児の保育料が無料となります。

・市区町村民税のうち所得割の額が 57,700 円未満の世帯について、第２子は半額、第３子以降は無料となります。

・同一世帯から 2 人以上の児童が幼稚園・保育所等に入所している場合において、2 人目以降が保育所に入所している際は、2 人目の保育料は無料となります。
・母子世帯等で、第３～第７階層のうち市区町村民税の所得割の額が 77,101 円未満に該当する世帯等は、第１子の保育料が無料となります。
・保護者が町内保育所に保育士として勤務する場合は保育料は無料になります。
※令和８年度に国の基準が変更されれば、町の基準も変更する場合があります。

■病児保育

【問い合わせ先】実施施設に直接

子どもが病気にかかった時、保護者が仕事を休めず家庭で保育できない場合、一時的に病院・保育所などの専用スペースでお預かりすることで、子育てと仕事の両立及び児童の健全な育成の支援をしています。

■利用の方法

利用できる日時、利用対象年齢、利用料金、利用できる症状等は施設によって異なります。施設の詳細につきましては各施設へ直接お問い合わせください。

■岡山県病児保育広域相互利用実施施設（Ｒ８年８月１日現在）

施設名	所在地	電話番号
表町ファミリークリニック内 病児保育ルームドレミ	岡山市北区表町３－１０－７１	０８６－２２２－４９３９
黒田医院内　うらら病児保育園	岡山市北区神田町２－８－３２	０８６－２２３－１４５５
撫川クリニック内 チャイルド・ケア　ハーモニィ	岡山市北区撫川１４７０	０８６－２９２－８１３３
岡山大学内 ますかっと病児保育ルーム	岡山市北区鹿田町２－５－１ 鹿田キャンパス内歯学部棟３階	０８６－２３５－７３０１
青山こどもクリニック内 病児保育あおやま	岡山市北区田中６２５－８	０８６－２４６－３６５０
籔内小児科医院内 病児保育室みらい	岡山市中区中井１－５－２	０８６－２７５－５０３６
青木内科小児科医院内 山陽ちびっこ療育園	岡山市南区大福２８１－５	０８６－２８１－２２７７
山本医院内 ピオーネ病児保育室	岡山市南区泉田４１８－２５	０８６－２４３－２０１１
羽島こども診療所内 病児保育所はしま	倉敷市羽島１９９－１	０８６－４２６－５０３７
あさき小児科内 あさき病児保育室	倉敷市水島南幸町１－９	０８６－４４６－１１１０
田嶋内科内　ももっ子病児保育ルーム	倉敷市児島柳田町８６２	０８６－４７４－３３１０
玉島病院内　玉島病院病児保育室	倉敷市玉島乙島４０３０	０８６－５２２－４１４１
河原内科・松尾小児科クリニック内 こどもデイケアルームさくら	津山市二宮２１３７－１０	０８６８－２８－５５７０

小畑醫院内　病児保育室　方舟	津山市志戸部６６２－１４	０８６８－２５－２１１１
たまの病院内 たまの病院病児・病後児保育室	玉野市宇野２－１－２０	０８６３－３１－２１０１
笠岡第一病院内 笠岡第一病院病児保育室	笠岡市横島１９４５	０８６５－６７－０２１１
薬師寺慈恵病院内 薬師寺慈恵病院内病児保育室	総社市総社１－１７－２５	０８６６－９２－０１４６
吉永病院内 備前市病児・病後児保育室	備前市吉永町吉永中５６３－４	０９０－７１３８－７３７７
瀬戸内市民病院内 瀬戸内市民病院病児保育室 さんさんキッズ	瀬戸内市邑久町山田庄８６２-1	０８６９－２２－１２３４
みんなのクリニック内 病児保育おひさま	真庭市惣１９５－５	０７０－３７７２－０６３０
勝山病院内　病児保育ひまわり	真庭市本郷１８１１－２	０７０－４２３８－９４３９
鏡野町国民健康保険病院内 病児保育室たんぽぽ	苫田郡鏡野町寺元３６５	０８６８－５４－００１１

■託児サービス（一時預かり）

【問い合わせ先】里庄町社会福祉協議会　☎0865-64-7218

「病院に行きたい」「買い物に行きたい」「美容院に行きたい」など、理由は問いません。

■**対象者**　生後３か月～就学前までの児童（保護者が里庄町在住の父母または祖父母の場合）

■**場　所**　里庄町中央公民館（老人福祉センター）２階　児童室

■**実施日**　月～金曜日（祝日除く）の８:30～16:00

１時間単位で１日５時間まで、１週間最大３回まで

■**利用料**　１時間あたり 300 円　　※初回のみ登録料（１人 500 円保険代等）が別途必要

■**手続き**　利用の１か月前～2 日前までお申込を受け付けます。登録票記入と保険証及び子ども医療費受給資格者証のコピーの持参をお願いします。登録票記入は年度更新。

■子育てひろば「げんキッズ」



【問い合わせ先】里庄町社会福祉協議会　☎0865-64-7218

主に子育て中の方がお子さんとともに自由に集える場です。

■**実施日**　月～金曜日（祝日除く）　＜時間＞9:30～12:00、13:00～15:30

■**場　所**　里庄町中央公民館（老人福祉センター）２階　児童室

■**その他**　誕生日会、栄養士の離乳食チェック、里庄マルシェ、親子で楽しめる講座（リトミック・親子ヨガなど）、ママのリフレッシュ講座などのイベントもあります。上の行事以外の日も、手遊び、読み聞かせ、おはなし会など毎日楽しいプログラムを予定しています。

■こども誰でも通園制度

【問い合わせ先】里庄町社会福祉協議会　☎0865-64-7218

子どもの集団生活や多様な人と関わる「育ちの機会」を提供します。

■**対象者**　保育所等に通っていない、生後６か月から満３歳未満の子ども

■**場所**　里庄町中央公民館（老人福祉センター）２階　児童室

■**利用料**　１時間あたり 300 円

■**手続き**　「つうえんポータル」で利用申請をしてください。月 10 時間まで利用可能です。

https://www.daretsu.cfa.go.jp/

■ファミリー・サポート・センター事業

【問い合わせ先】笠岡ファミリー・サポート・センター　☎0865-63-5067

育児の応援をして欲しい方（依頼会員）と、育児を応援したい方（提供会員）が会員として登録し、お互いに助けたり助けられたりして育児の相互援助活動を行うシステムです。「こんなとき誰かの助けがあれば」「自分のあいている時間を役立てたい」と思われる方はお気軽にお問い合わせください。

■**対象者**　笠岡市、浅口市、里庄町、矢掛町に在住の方、笠岡市に在勤の方

（１）　依頼会員：生後３か月～12 歳未満（小学６年生）のお子さんの保護者

（２）　提供会員：心身ともに健康で自宅でお子さんを預かれる方（資格、経験は問いません。）

（３）　両方会員：依頼会員、提供会員の両方を兼ねた会員

■**利用料金**

利用日	利用時間	利用料金（1 時間あたり）
月曜日～金曜日（祝日を除く）	午前 7 時～午後 7 時	600 円
	上記以外の時間帯	800 円
土曜日・日曜日・祝日		800 円
軽度の病児保育		800 円

■子育て短期支援事業

【問い合わせ先】健康福祉課（こども家庭センター）　☎0865-64-7211

保護者が病気や冠婚葬祭などの理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難な場合に、短期間、町が委託している児童養護施設等でお子さんをお預かりします。

■**対象者**　町内在住で、保護者が次のいずれかに該当する家庭の 18 歳未満の児童

（１）　保護者の疾病、育児疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由

（２）　保護者の出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由

（３）　保護者の冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加など社会的な事由

（４）　養育環境等に課題があり、児童自身が保護者と離れることを希望する場合

■**利用期間・料金**　７日以内。２歳未満：１日につき 5,350 円、２歳以上：１日につき 2,750 円

※生活保護世帯・市町村民税非課税世帯減免あり

■産後の女性・子育て中の働く人を支えるための制度

【問い合わせ先】手続き、会社の定める制度に関すること）勤務先

相談・制度に関すること）岡山労働局雇用均等室　☎086-224-7639

笠岡総合労働相談コーナー　☎0865-62-4196

労働条件相談「ほっとライン」☎0120-811-610

産後の女性や働きながら子育てをする人を支援するため、様々な制度があります。勤務先により異なる場合もありますので、勤務先に確認しましょう。

■産後休業

産後は、出産した翌日から８週間は就業できません（ただし、産後６週間経過後に医師が認めた場合は請求により就業可能）。その間、産後休業を取ることができます。

手続きの方法は、それぞれの勤務先にお問い合わせください。

■解雇制限（労働基準法・男女雇用機会均等法）

妊娠や出産、産前産後休業取得を理由とした解雇や、その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。また、産前産後休暇中とその後の 30 日間はいかなる理由があっても解雇はできません。

■育児休業（育児・介護休業法）

１歳に満たない子を育てる父母は、育児のために休業できます。また、１歳を超えても、保育所に入所できないなど休業が必要と認められる場合は、１歳６か月まで延長できます。

正社員だけでなくパートタイム労働者も、一定の要件を満たしていれば取得できます。育児休業を取得する日の１か月前までには、「育児休業申出書」を勤務先に提出しましょう。

■社会保険（健康保険・厚生年金）の保険料免除

産前産後休業中、育児休業中の保険料が免除されます。

詳しくは、勤務先に確認してください。

■育児休業給付金

１歳未満の子を養育するために育児休業を取得した等、一定要件を満たした方を対象として、休業開始時の賃金に対して一定割合で支給されます。（最新の支給割合は、ハローワークにお問い合わせください。）

詳しくは、勤務先に確認してください。

※共済組合加入の方は、育児休業手当金の支給となります。詳しくは、勤務先に確認してください。

■育児時間（労働基準法）

１歳に満たない子を育てている女性は、１日２回それぞれ少なくとも 30 分間の育児時間を請求できます。詳しくは、勤務先に確認してください。

■育児のための所定外労働の免除・短時間勤務制度（育児・介護休業法）

就学前の子を育てている父母が請求した場合、事業主は所定労働時間を超えて労働させてはいけないとされています。また、事業主は、原則として、所定労働時間の短縮措置（短時間勤務制度）を講じなければなりません。

■**子の看護等休暇**（育児・介護休業法）

小学校３年生までの子を育てている父母は、申し出ることにより、子ども１人につき年５日、２人以上の場合は年 10 日、子の看護のために休暇をとることができます。

■**時間外労働・深夜労働の制限・深夜業の免除**（育児・介護休業法）

小学校就学前の子を育てている父母が請求した場合、事業主は制限時間（年 150 時間、月 24 時間）を超える時間外労働や、深夜業（午後 10 時から午前５時の間の労働）をさせてはならないことになっています。

１歳～就学前

■１歳児・１歳６か月児・３歳児健康診査

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

対象となる前月の初めに個別にご案内をお送りします。必ず受けましょう。受診できないときは、上記へご連絡ください。

■**実施月**（第３水曜日　祝日等の都合により変更する場合あり）

１歳児…毎月、１歳６か月児…１月・４月・７月・10 月、３歳児…３月・６月・９月・12 月

■**会　場**　里庄町健康福祉センター

■**内　容**　身体計測、問診、小児科診察（小児科医師）、歯科健診・歯科指導・フッ素塗布（歯科医師・歯科衛生士）、栄養相談（管理栄養士）、目の屈折検査・視覚検査（視能訓練士）、育児相談（保健師）、発達相談（希望者）　※目の検査は３歳児健診のみ

■２歳児・２歳６か月児・４歳児健診（歯科健診）

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

歯科健診とフッ素塗布を行っています（該当月の第３水曜日、祝日等により異なる場合あり）。対象となる月の初めに個別にご案内をお送りします。受診できないときは、上記へご連絡ください。

■**実施月**　２歳児・２歳６か月児…２月・５月・８月・11 月

４歳児…毎月

■**会　場**　里庄町健康福祉センター

■**内　容**　歯科健診、歯科指導（フッ素塗布）

■保育所への入所　→Ｐ17 参照

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

■幼稚園への入園

概要は、P37 参照

【問い合わせ先】教育委員会　☎0865-64-7212

町内には公立幼稚園が２園あり、４歳・５歳の２年教育を行っています。入園を希望される場合、教育委員会へお申し込みください。両園ともに午後６時までの預かり保育を実施しています。

■幼稚園預かり保育

【問い合わせ先】教育委員会　☎0865-64-7212

《実施内容・利用料等》

利用区分			利用時間	利用料	おやつ代
通常利用	通期	平日登園日	降園後～17:00 延長あり～18:00	無料	1,000 円／月 ＋1,500 円／夏休み （13,500 円／年）
		長期休業日	8:00～17:00 延長あり～18:00		
	長期休業日のみ		8:00～17:00 延長あり～18:00	無料	1,000 円／春休み 3,000 円／夏休み 1,000 円／冬休み
一時利用	平日登園日		降園後～17:00	350 円／日	50 円／日
	長期休業日		8:00～17:00	350 円／日	100 円／日

《利用区分》

利用区分	説明
通常利用	保護者の就労、妊娠・出産または疾病等の理由により、家庭での保育が継続的に困難となり、保育が必要となる在園児
一時利用	保護者の疾病または行事への参加等の理由により、家庭での保育が緊急または一時的に困難となり、保育が必要となる在園児

■**実施場所**　幼稚園の教室

■**休みの日**　土曜日・日曜日、祝日、お盆、年末年始、警報発令の日、園・学級閉鎖日

■**昼食について**　園で給食のない日（概ね水曜日）及び長期休暇中などは、お弁当を用意してください。

学童期（小学校・中学校）

■町内の小学校・中学校

学校の概要は、→P38 参照

学校名	所在地	電話番号
里庄町立里庄東小学校	里庄町里見 6610	0865-64-2013
里庄町立里庄西小学校	里庄町新庄 5534	0865-64-2012
里庄町立里庄中学校	里庄町里見 2535	0865-64-2004

■小学校・中学校関連の手続き等

【問い合わせ先】教育委員会　☎0865-64-7212

●**就学前健診**　小学校入学の前年に必ず受けてください。教育委員会から個別に通知があります。

●**入学通知書**　毎年１月末日までに、該当する方の保護者あてに郵送されます。

※町外の国立、私立の小・中学校に入学される場合は、その旨を教育委員会へ連絡してください。

●**里庄町内の小中学校へ転入学する場合**

転入学される学校へ申し出をされ、町民課で転入の手続きを済ませた後、教育委員会へ届け出てください。

里庄町では、居住地により通学する学校を指定しており、原則として、通学区域以外の学校へは就学できません。しかし、やむを得ない事情があり、指定された学校以外への就学を希望する場合は、「区域外就学」等の申請が認められる場合があります。詳しくは、教育委員会にお問い合せください。

■就学援助制度

【問い合わせ先】教育委員会　☎0865-64-7212

経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学校で必要な費用の一部を援助する制度です。

■**援助を受けられる費用・金額**（Ｒ７年度）※毎年額が変わる可能性があります。

費　用		支給額（上限）	
		小学校	中学校
学用品費		11,630 円	22,730 円
通学用品費（１年除く）		2,270 円	2,270 円
新入学児童生徒学用品費等（１年）		57,060 円	63,000 円
校外活動費	宿泊を伴わないもの	1,600 円	2,310 円
	宿泊を伴うもの	3,690 円	6,210 円
修学旅行費		22,690 円	60,910 円
クラブ活動費		2,760 円	30,150 円
ＰＴＡ会費		3,450 円	4,260 円
学校給食費		—	—
生徒会費		—	5,550 円

■申請方法

次の書類を児童生徒が在学する学校へ提出してください。小・中学校の両方に在学している場合は、小学校に提出し、その旨を中学校へ連絡してください。

①就学援助認定申請書（兼同意書・委任状）

②最新の所得・課税証明書（所得控除額が記載されているもの）

※世帯全員分（世帯分離していても、児童生徒と同居している方及び生計を共にしている方全員分（18 歳以下で無所得の方は除く））が必要です。

■特別支援教育就学奨励費制度

【問い合わせ先】教育委員会　☎0865-64-7212

特別支援学級等に在籍する障がいのある児童生徒及び通常の学級で学ぶ児童生徒（学校教育法施行令第 22 条の３に定める障がいの程度に該当）の保護者に対し、世帯の収入額等に応じ、学校で必要な費用の一部を援助する制度です。なお、就学援助費を受給されている場合、重複して就学奨励費を受給することはできません。

■援助を受けられる費用・金額（令和７年度）※毎年額が変わる可能性があります。

学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品費等の支給にあたり、品名の記載がある領収書やレシートの原本が必要になりますので、大切に保管しておいてください。

費　用		支給額（上限）	
		小学校	中学校
学用品・通学用品購入費		5,820 円	11,370 円
新入学児童生徒学用品費等		28,530 円	31,500 円
校外活動費	宿泊を伴わないもの	800 円	1,155 円
	宿泊を伴うもの	1,845 円	3,105 円
修学旅行費		11,345 円	30,455 円
学校給食費		―	―
交流活動費		5,000 円	5,000 円

※学校給食費は学期ごとに支給します。支給額は実費の 1/2 となります。

■申請方法

次の書類を児童生徒が在学する学校へ提出してください。小・中学校の両方に在学している場合は、小学校に提出し、その旨を中学校へ連絡してください。

①特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書

②最新の所得・課税証明書（所得控除額が記載されているもの）

※世帯全員分（世帯分離していても、児童生徒と同居している方及び生計を共にしている方全員分（18 歳以下で無所得の方は除く））が必要です。

■学童保育（放課後児童クラブ）

【問い合わせ先】教育委員会　☎0865-64-7212

就労等により日中家庭に保護者がいない児童が、放課後の時間を過ごす施設です。

町内には、小学校区ごとに放課後児童クラブがあります。

■町内の学童保育施設

学童施設名	所在地	電話番号
里庄東児童クラブ（きらきらクラブ）	里庄町里見 6610	（0865）64－7101
里庄西児童クラブ（パンダクラブ）	里庄町新庄 5534	（0865）64－5852

●学童保育の様子●

▼夏休みの行事



▼宿題など学習しているところ



こんなときは・・・

＜困った時の相談窓口＞

【医療機関に関する情報が知りたいとき】

■おかやま医療情報ネット　岡山県救急医療情報システム

岡山県内の病院や診療所・薬局などが検索できる岡山県のサイトです。

【夜間や休日の急な発熱・体調不良】

■小児救急医療電話相談

・土曜日　18:00～翌朝 8:00

・日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）　8:00～翌朝 8 :00

・月～金曜日（祝日除く）　19:00～翌朝 8:00

☎＃8000 または 086-801-0018

※＃8000 については、携帯電話以外では、かからない場合（プッシュ回線でない場合等）があります。

■休日当番医

医師会の協力で当番制で休日診療を行っています。（小児科のみではありません。）

休日当番医の診療時間は、9:00～17:00 です。詳しくは、町広報紙・町ホームページをご覧ください。

【育児・お子さんの発育・発達の悩み】

■助産師コール 県助産師会に所属する助産師による相談電話です。

・月～金曜日　10:00～16:00　☎080-2934-2981、080-2934-2982

■こども家庭センター（健康福祉課内）

妊産婦及び子育て家庭が抱える母子保健及び子育てに関する様々な悩み等に対応し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。お気軽にご相談ください。

・月～金曜日　8:30～17:15　☎0865-64-7211

■子育て悩みごと相談

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

「落ち着きがない」、「言葉が遅い気がする」などお子さんについての気になることや、お子さんの発達や関わり方等について、相談員が相談をお受けします。（要予約）

■のびのび子育て教室

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

発達がゆっくりなお子さんや、子育てに不安がある方を対象とした教室です。（概ね 1 歳半～幼稚園就園前のお子さんが対象）遊びの中で発達を促し、お子さんへの関わり方も学べる内容です。（月 1 回）

■専門機関で療育を受けたいとき

児童発達支援センター等での療育をご希望の方は、健康福祉課（☎0865-64-7232）へご相談ください。

【親自身の悩み、非行、教育、性格・行動、言葉、心身の障害・発達の遅れ等について】

■子ども・家庭電話相談室

岡山県中央児童相談所が行う相談電話です。育児やしつけの仕方、不登校や非行の悩み、発達の遅れがないか心配など…まずは電話でという方、「子ども・家庭相談室」へお気軽にご相談ください。匿名で大丈夫、相談員が丁寧にお聞きします。

・月～土曜日　9:00～20:00　☎086-235-4157

■すこやか育児テレホン

相談員は、保育園や幼稚園・学校での保育・教職経験者、地域で子育て支援や青少年の健全育成に関わっている人等で、県教育委員会主催の相談員養成講座の修了者です。子どもの食事と栄養のこと、友だちとの人間関係のこと、子どもとどう関わっていけばよいかなど、子育ての悩みを相談できます。

・毎日　8:30～21:30（年末年始除く）　☎086-235-8839

■病院・診療所（精神科・心療内科）

産後うつや育児のストレスなど、メンタルに不調を感じたら早めに相談しましょう。

（参考）近隣の医療機関

医療機関	電話番号	種別
ももの里病院	0865－62－5321	精神病床を有する病院
国定病院	0865－64－3213	心療内科及び精神科を有する病院

■こころの健康相談

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

「イライラする」「眠れない」「不安が強い」「意欲が出ない」「感情のコントロールが難しい」など、精神科医がメンタルヘルスに関する相談に応じます。ご家族からの相談も受け付けています。

日時：偶数月の第 2 木曜　10：00～12：00（要予約、 1 人 30 分程度、無料）

場所：健康福祉センター

【学業や不登校などについて】

■教育相談（町）

【問い合わせ先】教育委員会　☎0865-64-7212

学業、不登校などの問題について、専門の相談員が相談に応じます。詳しくは、教育委員会までご相談ください。

・月・火・水曜日　8:30～17:00（要予約）

■教育相談（岡山県青少年総合相談センター）

いじめ・不登校・友人関係・学校等の相談

・電話相談（受付）8：30～1 2 ：00、13：00～17：00（年末年始除く）　☎086-221-7490

・面接相談（要予約）

■浅口市大簡塾（適応指導教室）

【問い合わせ先】教育委員会　☎0865-64-7212

学校へ行きたくても不安や緊張などで学校へ行けないお子さんや、気分や体調がよくなくて登校できないお子さんのために設置された浅口市の教室です。里庄町の小中学生も通級できます。詳しくは教育委員会までご相談ください。

■進路相談

教職経験のある教育の専門家が相談にのってくれます。進路の悩みについてご相談ください。高等学校や大学等への進学や転編入学など、進路についての情報提供なども致します。

・火・木・土曜日　12:00～18:00　岡山青少年総合相談センター　☎086-224-1121

※面接相談（月～金曜日）もあります（要予約）。

【児童に関するありとあらゆる相談】

■児童相談所

●**岡山県倉敷児童相談所**　☎086-421-0991

●**岡山県倉敷児童相談所井笠相談室**　☎0865-69-1680

生活困窮や虐待など養護困難に関する相談、発達の遅れや障がいなどに関する相談、子どもの性格・しつけ・不登校などに関する相談、非行問題に関する相談など

●**児童相談所全国共通ダイヤル**　☎１８９（いちはやく）

・虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。

・「児童相談所虐待対応ダイヤル「189」」にかけるとお近くの児童相談所につながります。

・通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は 守られます。



■**こども家庭センター（健康福祉課内）**　☎0865-64-7211

こども家庭支援員や保健師が子育て家庭のあらゆる相談をお受けするとともに、必要に応じて、児童相談所・保健所・学校等と協力して支援を行います。どんなことでも、お気軽にご相談ください。

＜シングルでの子育て＞

ひとり親家庭を支援する制度です。制度を利用するには、様々な要件がありますので、各窓口にお問い合わせください。

■**児童扶養手当**

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

低所得のひとり親世帯等の児童を養育する家庭に対し支給される手当です。所得額によって支給額が決定されます。

■**母子家庭等自立支援教育訓練給付金**

【問い合わせ先】岡山県備中県民局健康福祉部子育て支援班　☎086-434-7023

就職やキャリアアップのために、あらかじめ指定を受けた教育訓練講座を受講された場合、受講に要した費用の 60%に相当する額が支給されます。

■**母子家庭等高等技能訓練促進給付費**

【問い合わせ先】岡山県備中県民局健康福祉部子育て支援班　☎086-434-7023

保育士などの資格の取得のため、養成機関で 1 年以上修業する場合に、生活の負担軽減を図るため、修業する期間の全期間（上限 4 年）に給付金が支給されます。

■母子・父子・寡婦福祉資金貸付

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

修学資金、就学支度資金、就職支度資金等、様々な種類の資金の貸し付けを行う制度です。

■ひとり親家庭等医療費公費負担制度

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

低所得のひとり親世帯等の方が安心して治療が受けられるよう、医療費の負担を減らす制度で、自己負担 1 割で医療が受けられる制度です。世帯の所得水準に応じて、ひと月あたりの負担に上限額が設定されます。（あらかじめ申請により受給資格証の交付を受けることが必要です。）

■ひとり親家庭の方の相談窓口

●ひとり親家庭（母子・父子）自立支援員

【問い合わせ先】岡山県備中県民局健康福祉部子育て支援班 ☎086-434-7023

ひとり親家庭等の方が抱えている様々な悩み事（生活上の問題、子供のこと等）の相談相手となり、問題解決のお手伝いをします。

●岡山県ひとり親家庭支援センター　☎086-201-7260

様々な悩み事の相談をお受けするとともに、就労に伴う悩みや困りごとを一緒に考え、力になれるようお手伝いし、就職に必要な技術や資格取得に関する情報、及びハローワークのホームページで一般に公開されている求人情報などを提供するなど、総合的な就労支援をします（無料）。

このほか、就職準備や離転職にあたって必要な基礎知識を身につけるためのセミナーを開催します（無料）。

・**所在地**：岡山市中区古京町一丁目 1-17　岡山県備前県民局古京庁舎３階

・**相談日時**：月、火、木、金曜日（祝日、年末年始除く）9:00～16:30

※面接相談の場合は、事前に電話連絡が必要です

※上記のほか、毎月 1 回の休日相談（日曜日）がありますので、お問い合わせください。

＜不妊でお悩みの方＞

■相談窓口　岡山県不妊専門相談センター「不妊、不育とこころの相談室」☎086-235-6542

不妊症（妊娠しない）や不育症（妊娠しても育たない）で子どもが得られない方々、将来の妊娠に不安を持つ思春期の男性、女性の方々の悩みについて相談ができます。来所（予約制）、メール、電話による相談。（無料）

・**メール**　funin@cc.okayama-u.ac.jp

・**場　所**　岡山大学病院内　岡山県不妊専門相談センター「不妊、不育とこころの相談室」　（岡山市北区鹿田町 2-5-1）

■里庄町生殖補助医療費助成金支給事業

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

生殖補助医療をおこなったご夫婦（事実婚含む）に対し、治療費の一部を助成します。

生殖補助医療にかかる医療費（保険適用分）が対象になります。

●**対象者**　次の①～③のすべてに該当する方

①申請日において、夫婦のいずれか一方又は両者が本町に 1 年以上住所を有すること

②保険医療機関で保険が適用される生殖補助医療を行うための治療計画の作成を受けている夫婦

③町税等の滞納がないこと

●**助成金額**　保険診療により実施した生殖補助医療に要した治療のうち、高額療養費（付加給付等がある場合はその額を含む）を除く、本人が負担する額の 2 分の 1 以内（上限 10 万円）

●**助成回数**　40 歳未満：通算 6 回まで、40 歳以上 43 歳未満：通算 3 回まで

●**申請手続きに必要なもの**

・里庄町生殖補助医療費助成金支給申請書兼請求書

・里庄町生殖補助医療費助成金支給事業受診証明書（医療機関記入）

・医療機関が発行した生殖補助医療に要した費用の領収書及び明細書

・医療保険各法の被保険者であることが確認できるもの

・戸籍上の夫婦であることの証明ができる書類、事実婚関係の夫婦であることの証明ができる書類

・その他町長が必要と認める書類

※当該治療にかかる治療費の支払いが終了した日の属する年度の末日までに申請してください。なお、高額医療費の決定に時間を要するなど、申請期限に間に合わない場合は、必ず事前に健康福祉課にご相談ください。

＜病気や障がいのあるお子さんのための制度＞

■手帳制度

手帳を取得することにより、様々なサービスを受けられるようになります。障がいの内容によって、取得可能な手帳が異なります。

●身体障害者手帳

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7232

目や耳、手足、内臓等に一定程度以上の障がいのある方に、県知事から交付されます。

●療育手帳

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7232

岡山県倉敷児童相談所井笠相談室　☎0865-69-1680

知的障がいのある方に、県知事から交付されます。

●精神障害者保健福祉手帳

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

岡山県精神保健福祉センター支援事務科　☎086-272-4151

精神障がい等により、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方に県知事から交付されます。

■手帳に基づく優遇措置（詳細は各窓口にお問い合わせください。）

●税制の優遇措置

●所得税・町民税の控除

【問い合わせ先】所得税）玉島税務署 ☎086-522-3121（自動音声での案内）

町民税）税務課　☎0865-64-3113

納税者自身または控除対象配偶者や扶養親族が所得税法上の障がい者に当てはまる場合、障がいの程度により、所得税や町民税において、普通障害者控除や特別障害者控除で一定の金額が控除されます。

●自動車税等の免除

【問い合わせ先】

自動車税種別割･自動車税環境性能割･軽自動車税環境性能割：岡山県備中県民局税務部　☎086-434-7071

軽自動車税種別割：税務課 ☎0865-64-3113

障がいがある方や介護する方の自動車にかかる自動車税種別割、自動車税環境性能割、軽自動車等に係る軽自動車税種別割、軽自動車税環境性能割が免除される場合があります。

対象となる障がいや、その他の条件があります。（介護者が運転する場合には車の所有関係、使用目的、頻度等）

●旅客運賃の割引

障がいがある方や介護者の方の旅客運賃が割引になります。

●ＪＲ鉄道運賃の割引

【問い合わせ先】ＪＲ各駅の乗車券販売窓口

●国内航空運賃の割引

【問い合わせ先】各航空会社の営業又は代理店等

●バス料金

【問い合わせ先】岡山県バス協会　☎086-272-1365

●タクシー料金

【問い合わせ先】岡山県タクシー協会　☎086-272-3451

●有料道路

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

●公共料金等

障がいがある方やその世帯の公共料金等の割引があります。

●ＮＨＫ放送受信料の減免

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7232

●青い鳥郵便はがきの無償配布

【問い合わせ先】郵便局

●公共施設等の利用料金

【問い合わせ先】各公共施設等

美術館や博物館、プールや運動公園、その他レジャー施設等、公共施設等の利用料の割引が受けられる場合があります。詳しくは、各施設へおたずねください。

■医療費

病気や障がいのある方の医療費の負担を軽くするため、医療費を公費負担する様々な制度があります。対象となる病気や障がい等の要件については、各窓口にお問い合わせください。

●小児慢性特定疾患医療費給付制度

【問い合わせ先】

岡山県備中県民局井笠地域保健課　☎0865-69-1673

岡山県保健福祉部医薬安全課特定保健対策班　☎086-226-7339，086-226-7342

小児の慢性腎疾患、がん、糖尿病、慢性心疾患など、特定の慢性疾患にかかり長期療養を必要とする 18 歳未満の児童に対して医療費の給付を行います。

※対象となる疾患により、20 歳まで延長される場合があります。

●自立支援医療（育成医療）

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7232

身体上に障がいのある満 18 歳未満の児童に対し、障がいの治療に要した医療費が自己負担 1 割になります。世帯の所得水準に応じて、ひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

●自立支援医療（精神通院医療）

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

精神的な病気で継続的に通院する方の負担を軽くするため、自己負担 1 割で医療が受けられる制度です。世帯の所得水準に応じて、ひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

●障がい者医療費公費負担制度

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

重度の身体障がい、知的障がい又は精神障がいのある方の医療費の負担を軽減する制度で、自己負担 1 割で医療が受けられる制度です。世帯の所得水準に応じて、ひと月当たりの負担に上限額が設定されます。あらかじめ申請により受給資格証の交付を受けることが必要です。

■がん患者医療用ウィッグ等購入費の助成

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7211

がん患者さんの心理的負担を軽減するとともに、生活の質の向上を図るため、がん治療による外見（アピアランス）の変化に対応する、医療用ウィッグ等の購入費用の一部を助成します。

■障害福祉サービス

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7232

障がいのある方が地域で自立した生活を送るため、日常生活に必要な支援を受けることができる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」、児童福祉法に基づく「障害児通所支援」の障害福祉サービスがあります。

※該当するサービスを利用する前に支給申請し、支給決定を受ける必要があります。

●対象者　・身体障害者手帳をお持ちの方
・療育手帳をお持ちの方
・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
・難病等の方（対象疾患による障害のある方）

※手帳をお持ちでない方も利用できる場合があります。健康福祉課にご相談ください。

■補装具費の支給

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7232

補装具とは、義肢、装具、車いすなど、身体機能を補ったり、代わりとなったりし、かつ長期にわたり継続して使用できるもので、購入や修理にかかった費用が支給されます。対象となる補装具や対象者の要件については、上記にお問い合わせください。

■日常生活用具の給付・貸与

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7232

日常生活用具とは、障がいのある方が家庭生活を送るうえでの不便さを解消したり、自立した生活を送るために必要なもので、給付又は貸与の制度があります。対象となる日常生活用具や対象者の要件については、上記にお問い合せください。

■手当

●特別児童扶養手当

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7232

20 歳未満で身体、知的または精神に政令で定める程度の障がいのある児童を家庭において監護する父、もしくは母または父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。所得制限があります。

●障害児福祉手当

【問い合わせ先】健康福祉課　☎0865-64-7232

20 歳未満で、政令で定める程度の重度の障がいの状態にある、日常生活において常時介護を必要とする在宅の子どもに手当が支給されます。

障がいを理由とする年金等を受給している場合や、施設に入所している場合は支給されません。 所得制限があります。

■特別支援教育

障がいのある子どもたちの自立と社会参加に向け、子ども一人一人の教育ニーズに応じた教育の場が確保されています。

【問い合わせ先】通級による指導・特別支援学級について）教育委員会　☎0865-64-7212

訪問教育・特別支援学校について）各特別支援学校

●通級による指導

・ことばの教室（浅口市立金光小学校内）

言葉の遅れや吃音など話し言葉に障がいがあり、特別な指導を必要とする子どもに個別に指導を行います。里庄町の小学生も通級できます。

・あすなろ教室（浅口市立六条院小学校内）

集団の中で友達と一緒に活動することが苦手だったり、落ち着きがなく学習に集中できにくかったりするなどの障がいがあり、特別な指導を必要とする子どもに個別に指導を行います。里庄町の小学生も通級できます。

●特別支援学級

小・中学校に障がいのある児童・生徒のための学級を設置しています。

●訪問教育

重度又は重複障がいのため、学校へ通学して教育を受けることが困難な児童生徒には、家庭や病院・施設に教師が出向く制度もあります。

●特別支援学校

子どもの発達や障がいに応じた教育を行う設備や教師を配置し、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の児童・生徒を対象とした特別支援学校があり、小学部、中学部、高等部のほか、学校によっては、幼稚部が設置されています。各学校において、障がいのある児童生徒とその保護者・教育関係者を対象とした学校公開・体験入学・学校説明会を行うとともに、随時、就学に関する相談も受け付けています。

※岡山県内の特別支援学校は次頁参照

【岡山県内の特別支援学校】

学校ごとに、通学区域・訪問教育の訪問区域が決められています。（全県が対象の学校もあります。）

学校名	種　別	設置部	訪問教育	所在地	連絡先
岡山県立岡山盲学校	視覚障害	小・中・高・専攻科		岡山市中区原尾島4-16-53	Tel(086)272-3165 Fax(086)272-1853
岡山県立岡山聾学校	聴覚障害	幼・小・中・高・専攻科		岡山市中区土田51	Tel(086)279-2127 Fax(086)279-8960
岡山県立岡山支援学校	肢体不自由	小・中・高	有	岡山市北区祇園866	Tel(086)275-1010 Fax(086)275-0029
岡山県立岡山西支援学校	知的障害	小・中・高	有	岡山市北区田中579	Tel(086)243-4535 Fax(086)243-4531
岡山県立岡山東支援学校	知的障害・肢体不自由	小・中・高	有	岡山市東区宍甘1018	Tel(086)279-3020 Fax(086)279-6973
岡山県立岡山南支援学校	知的障害	小・中・高		岡山市南区内尾721-3	Tel(086)298-1090 Fax(086)298-1092
岡山県立岡山瀬戸高等支援学校	知的障害	高		岡山市東区瀬戸町江尻1326	Tel(086)952-5633 Fax(086)952-5636
岡山県立倉敷まきび支援学校	知的障害・肢体不自由	小・中・高	有	倉敷市真備町箭田4682-1	Tel(086)697-1233 Fax(086)698-2511
岡山県立倉敷琴浦高等支援学校	知的障害	高		倉敷市児島田の口1-1-16	Tel(086)477-9301 Fax(086)477-9303
岡山県立西備支援学校	知的障害・肢体不自由	小・中・高	有	笠岡市東大戸5075-1	Tel(0865)63-1603 Fax(0865)63-1604
岡山県健康の森学園支援学校	知的障害	小・中・高	有	新見市哲多町大野2034-5	Tel(0867)96-2995 Fax(0867)96-2998
岡山県立東備支援学校	知的障害	小・中・高	有	備前市福田637	Tel(0869)66-8501 Fax(0869)66-8502
岡山県立早島支援学校	病弱・肢体不自由	小・中・高	有	都窪郡早島町早島4063	Tel(086)482-2131 Fax(086)482-2130
岡山県立誕生寺支援学校（誕生寺校地）	知的障害・肢体不自由	小・中・高	有	久米郡久米南町山ノ城110-2	Tel(086)728-2321 Fax(086)728-2322
岡山県立誕生寺支援学校（弓削校地）	知的障害	高		久米郡久米南町上弓削1657-1	Tel(086)728-2828 Fax(086)728-2823
倉敷市立倉敷支援学校	知的障害	小・中・高		倉敷市粒浦388-1	Tel(086)425-4611 Fax(086)427-4445
岡山大学教育学部附属特別支援学校※	知的障害	小・中・高		岡山市中区平井3-914	Tel(086)277-7431 Fax(086)277-7673

※独自の募集要項に基づき児童生徒を募集しています。

【町内の子ども関連施設】

保育園

町内には 2 つの保育園があります。
入園の申込みは、健康福祉課（☎0865-64-7211）へ。

社会福祉法人かすみ会　かすみ保育園　☎0865-64-2204

里庄町新庄 1110

ホームページURL http://www.kcv.ne.jp/~kasumi-h/

「明るく元気なたくましい子、思いやりのある優しい子、友達と仲良く意欲的に遊べる幅広い社会性を持った子」を目標に、自立心・自主性・協調性などをはぐくみ豊かな創造力、感性を養い、心身ともにのびのびと育つよう努めています。

■定数　200 名
■行っている保育事業
　延長保育…7:00～19:00
　乳児保育…生後 6 か月から



社会福祉法人知行会　里見保育園　☎0865-64-2266

里庄町里見 7701－1

ホームページURL　http://satomihoikuen.or.jp/

「和顔・愛語・忍耐」のスローガンを基に、家庭との連携を密にし、安全で快適な環境の中で基本的生活習慣の自立を図り、生活や遊びの中で友達同士譲り合ったり、いたわりあったりする態度を身につけられるよう保育を行っています。

■定数　120 名
■行っている保育事業
　延長保育…7:00～19:00
　乳児保育…生後 6 か月から



幼稚園

町内には、東西 2 つの公立幼稚園があり、4・5 歳児の 2 年保育をしています。※小学校区に合わせ通園区域があります。
幼稚園は遊びや人との関りなど環境を通して、のびのびと育ちあう場です。また、里庄町では週に 1 回英語講師による英語遊びの時間を設け、幼児期から英語に触れることができます。
入園の申込みは、教育委員会（☎0865-64-7212）へ。

里庄町立里庄西幼稚園　☎0865-64-2202

里庄町新庄 5774

■園児数…16 名（令和 8 年 5 月現在）



里庄町立里庄東幼稚園　☎0865-64-2379

里庄町里見 6606－3

■園児数…22 名（令和 8 年 5 月現在）



■登園・降園時間…【登園】8:15～8:30【降園】給食のある日（月・火・木・金）15:00、給食のない日（水）11:40
■1 か月あたりの諸費…【保育料】無料、【給食費】4,800 円　その他 PTA 会費、教材費、図書費など諸費用がかかります。
■預かり保育　両園ともに 18:00 までの預かり保育を実施しています。

小学校

町内には、東小学校、西小学校の 2 校があります。
里庄町東小学校は「心豊かでたくましい里見っ子の育成」を、里庄西小学校は、「里西っ子の『生きる力』を育てる」を学校教育目標にとしています。両学校には、ランチルームも完備されており、給食時にはここで全校生徒が集まって会食するなど、触れ合いや人格形成に役立つユニークなプログラムが取り入れられており、全国でも注目されています。

里庄町立里庄西小学校　☎0865-64-2012

里庄町大字新庄 5534

■児童数…299 名（令和 8 年 5 月現在）

里庄町立里庄東小学校　☎0865-64-2013

里庄町里見 6610

■児童数…297 名（令和 8 年 5 月現在）

入学するとき

入学の前年には、教育委員会が実施する就学時健康診断を必ず受けてください。9 月末までに就学時健康診断のご案内が届かない場合は教育委員会までご連絡ください。
教育委員会より、入学通知書を 1 月末までに該当される保護者へ送付します。1 月末までに入学通知書がお手元に届かない場合は、教育委員会までご連絡ください。

中学校

町内には中学校が 1 校あります。〈心豊かに自ら学ぶ生徒の育成〉を教育目標とし、「明・強・正・美」を校訓に、国際化、情報化時代にふさわしいプログラムで生徒の可能性を大きく広げています。

里庄町立里庄中学校　☎0865-64-2004

里庄町里見 2535

■生徒数…322 名（令和 8 年 5 月現在）

入学するとき

教育委員会より、1 月末日までに 6 年生全員の保護者へ送付します。1 月末日までに入学通知書がお手元に届かない場合は、教育委員会（☎0865-64-7212）までご連絡ください。

学童保育

就労等により、放課後保護者が不在の児童を預かり、放課後もしくは長期休業期間中の保育を行っています。
それぞれ、小学校の敷地内にあります。開設時間：放課後～18:30

里庄西児童クラブ（パンダクラブ）　☎0865-64-5852

積極的に外遊びを取り入れるとともに、公共マナーや社会性を身につけるため、数多くの行事を取り入れています。家庭の安らぎを感じられるようおやつは全て手作りし、食育への関心も育てています。宿題の添削・直しに加え、プリントを用意し、授業の補てんを行うなど、学力の向上にも努めています。

■対象のお子さん：里庄西小学校児童



里庄東児童クラブ（きらきらクラブ）　☎0865-64-7101

家庭・学校と連携し、子どもたちひとりひとりの気持ちに寄り添いながら、健全な心が育つ関わりを心がけています。宿題では、習慣づけの対応を中心に、その様子を見て気づいた事は家庭学習の場にもつなげていけるよう、家庭とのコミュニケーションも大切にしています。様々な行事や遊びを通じて「人の話を聞く力」・「自分の考えを言葉で伝える力」等、年齢にそった成長の手助けができるよう、日々の保育に取り組んでいます。

■対象のお子さん：里庄東小学校児童

児童福祉法による障害児通所支援

児童発達支援：障がいのある就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、生活技能の付与、集団生活への適応訓練をおこないます。

放課後等デイサービス：就学している障がいのある児童に対し、授業終了後又は休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を図るための支援をおこないます。

障害福祉サービスの利用等については健康福祉課（☎0865-64-7232）へ

里庄町放課後等デイサービス事業所「ぽかぽか」

里庄町里見 105-2　☎0865-75-0470　ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞURL https://www.satosyou-syakyou.jp

里庄町放課後等デイサービス事業所「ぽかぽか」は、発達に様々な特性のある子どもたちが社会で生きていくために必要な「生きる力」の源である資質・能力を育むことを目標としています。日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、環境に応じて適切かつ効果的な療育を行います。

■対象のお子さん：通所受給者証をお持ちの小学校１年生～中学校３年生
■送迎地域：里庄町、笠岡市・浅口市の一部地域の小中学校（学童保育含む）
■定　　員：１日１０名
■開 所 日：月曜日～金曜日、第２・４土曜日（ただし、祝日、年末年始は除く）
■活動内容：個別活動、小集団活動、集団活動、チャレンジ活動等



児童発達支援事業所・放課後等デイサービス「発達支援センター　さとしょう」

里庄町里見 1107-2　☎080-5615-2166

発達支援センターさとしょうは、発達支援が必要な子どものための児童発達支援および放課後等デイサービスです。それぞれの子どもの発達段階に応じた個別のプログラムをご家族の協力のもと作成し、こころとからだの発達を促し、自立を目指して「療育」をおこないます。

■対象のお子さん：里庄町、笠岡市、浅口市エリアにお住いの在宅児、保育園児、幼稚園児、小学校２年生までの児童
■定　　員：１日 10 名
■開 所 日：月曜日～金曜日
■サービス内容：生活自立支援、個別療育、小集団療育、個別相談